

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12631

研究課題名（和文）時間軸に対応した行政手続・行政訴訟 市民・司法府・行政府の「対話」理論の構築

研究課題名（英文）Administrative Procedures and Administrative Litigation in Response to Time Scales: Building a Theory of "Dialogue" among Citizens, the Judicial Branch, and the Executive Branch

研究代表者

児玉 弘 (KODAMA, Hiroshi)

福岡大学・公私立大学の部局等・准教授

研究者番号：30758058

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、時間の経過にともなう法状態・事実状態の変化に対応する法制度ないし法理論が必要であると考えられる具体的な紛争として、(1)原発訴訟、(2)諫早湾干拓紛争の2つを取り上げて分析・検討を行った。(1)(2)のともに、行政訴訟ではなく民事訴訟による「解決」が志向されている点が特徴的であるが、その要因として、訴訟を利用する当事者による選択の結果であるという点が大きいということが明らかになった。他方で、利害関係が複雑である(1)(2)のような紛争について、民事訴訟を利用することの問題も小さいことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

行政活動がなされた以後に法状態・事実状態の変化があった場合、当該行政活動の法的位置づけをいかに解するべきかという問題については、行政法学のみならず民事訴訟法学の議論ないし制度をふまえた議論が必要である。このような場合に、行政訴訟による「解決」が志向されないのなぜか、つまり、行政訴訟に構造的に内在する問題点はあるのか、という点を今後明らかにしなければならない。他方で、民事訴訟を利用することゆえの理論的・制度的問題点も明らかとなっており、行政訴訟と民事訴訟の役割分担に関する議論が、よりいっそう必要となっていると思われる。

研究成果の概要（英文）：In this study, two specific disputes, (1) a nuclear power plant lawsuit and (2) a dispute over reclamation of Isahaya Bay, were analyzed and examined as cases in which a legal system or legal theory that responds to changes in the state of law and facts over time is considered necessary. The distinctive feature of both (1) and (2) is that they are resolved by civil lawsuits rather than administrative lawsuits, and it became clear that this is largely due to the choices made by the parties using the lawsuits. On the other hand, it became clear that there is no small problem in using civil litigation for disputes such as (1) and (2), in which the interests are complex.

研究分野：行政法学

キーワード：行政法学 法と時間 ドイツ行政法学 行政行為論 行政手続論 行政訴訟論 行政手続の再開 義務付け訴訟

1. 研究開始当初の背景

(1) 近代行政法学は、行政活動の《予測可能性》および《法的安定性》を高めるために、《法治主義》ないし《法律による行政の原理》を形成し発展させてきた。《予測可能性》を担保するためには、行政活動が行われる前に法律が明確に定められることが必要であるし、《法的安定性》を担保するためには、当該行政活動が一定期間存続することが必要である。他方で、法的判断の前提とされた具体的な法状態ないし事実状態は、実際には絶えず変化しうる。たとえば、許認可などともなう行政の判断は、許認可時の法状態ないし事実状態を前提として行われるが、当該許認可に基づく行政ないし市民の行動は継続するから、許認可時の状況とその後の状況に“ズレ”が生じうる。

この“ズレ”を法的にいかに関把握すべきか、すなわち、行政活動がなされた以後に法状態ないし事実状態の変化があった場合、当該行政活動の法的位置づけをいかに解するべきか、ということが問題になる。行政法学において、この問題は、十分に議論されてこなかったか、個別法的に対応されてきたにすぎない。たとえば、先行研究は、行政行為の撤回、許認可等に際しての更新制、行政行為の附款(例：期限)等を提示してきたが、これらの許容性は、具体的な事案にそくして議論されてきたにすぎない。また、法の不遡及の原則と社会的混乱の防止のために、既存不適格の理論が示されたが、一部の個別法において採用されているにすぎない(例：建築基準法3条2項)。他方で、行政行為を市民が争おうとする場合、原則として行政行為があったことを知った日から6か月以内(行政事件訴訟法14条1項本文)に取消訴訟を提起しなければならない(不可争力)。このように、時間の経過ともなう諸状態の変化に対応する行政法理論が一般的かつ理論的に描写されることはほとんどなされてこなかったばかりか、行政行為の不可争力のために、後発的な事情の変化を訴訟で追及することは、難しい状況にある。

(2) しかし、行政法学は、これらの問題を等閑視し続けるわけにはいかないであろう。たとえば、行政行為の発出時には認識しえなかった違法事由が事後的に判明したり、原始的には適法だった行政行為が後発的に要件を欠いたりする場合、《法律による行政の原理》によれば、当該行政行為をそのまま維持すべきでないことになるが、《行政の安定性・継続性》および当該行政行為の存在に対する《信頼の保護》という観点からは、当該行政行為をそのまま維持すべきということになる。ここでは、近代行政法学が重要視してきた価値、すなわち、一方で《法律による行政の原理》、他方で《行政の安定性・継続性》および《信頼保護》が対立しており、両者の調整をいかに図るかは、理論的に極めて重要な問題である。

(3) そこで、研究代表者は、従前の行政判断を利害関係者からの申立てを受けてやり直す「行政手続の再開」という制度や、時間の経過ともなう諸状態の変化に対しては、もとの行政行為の職権取消し・撤回を行政庁に義務付ける訴訟の可能性を探究してきたところ、時間の経過ともなう諸状態の変更があった場合の司法判断として、特定の行政行為の発出を行政庁に義務付けるような一義的で明確な判決は、時として硬直的であるために、時間の経過にうまく対応することができない一方で、一定の判断の枠づけのみを行い、事案の決定を行政庁に差し戻すような判決は、その柔軟性ゆえに、時間の経過にうまく適合することが可能であるという仮説を導出し、こうした柔軟な判決を可能とする理論枠組みの構築を目指すこととした。

2. 研究の目的

本研究課題の申請時における当初の研究目的は、以下のとおりである。

(1) 「行政手続の再開」の具体的なありようを検討するために、行政法各論の領域における行政手続の再開に関する検討を行う。とくに環境法分野については、時間の経過ともなう事実状態の変化が著しいことから、立ち入った検討を行うこととする。

(2) 行政訴訟としての義務付け訴訟の活用可能性を検討するために、行政行為の職権取消し・撤回を行政庁に義務付ける訴訟が提起された具体的な事例を探索する。その際、当該具体的な事例において、いかなる法解釈論上の問題が現出し、どのようにその問題が解決されたのか、に注目する。

3. 研究の方法

本研究課題は、オーソドックスな実定法学の研究手法により遂行した。具体的には、以下の各段階により研究を遂行した。

(1) 問題意識の再点検 本研究を円滑に開始するために、本研究課題の問題意識を研究論文または学会・研究会報告として国内外で発表した。とくに、本研究の開始段階において社会的にクローズアップされていた問題、すなわち、いわゆる原発訴訟と諫早湾干拓紛争をめぐる諸裁判

について、行政法各論としての環境法の文脈において本研究課題の問題意識を明らかにした。具体的には、第1に、原子力発電所の安全基準と最新の科学技術とのギャップの問題について、研究論文を執筆するとともに(ANNUAL REPORT OF THE MURATA SCIENCE FOUNDATION, CRES Working Paper Series)第4回台湾・日本法学研究会(2018年度憲政与人権国際研究会)(台湾)、日本平和学会・九州地区平和研究集会等の学会・研究会で発表した。第2に、大規模公共事業としての諫早湾干拓紛争をめぐる諸裁判について、それらの諸裁判が行政訴訟で争われなかったことの意義を考察する論文を執筆するとともに(法学セミナー)第11回東アジア法哲学会(香港)日本法社会学会、北陸公法判例研究会等の学会・研究会で発表した。

それらの発表により、諸研究者からの批評をあおぎ、本研究課題の遂行計画をより正確に定位することとした。

(2) 文献調査 国内外の行政法各論の領域における行政手続の再開および義務付け訴訟に関する立法資料、研究成果、裁判例等の文献を網羅的に収集・読解・分析・整理した。まずは個々の法制度に関する理論状況、および、それぞれの運用(現実的機能)に関する実証研究・裁判例に焦点を合わせた。本研究では、(1)問題意識の再点検に記した経緯から、さしあたり原子力発電所の安全基準と最新の科学技術とのギャップの問題、大規模公共事業(その典型例としての諫早湾干拓事業)による紛争に関わる問題の2点について、調査を先行させることとした。

(3) 現地調査 (1)問題意識の再検討、(2)文献調査により得られた知見を実証するために、現地調査を行った。具体的には、国内の調査として、諫早湾干拓紛争の現場において紛争のありようを正確に把握するとともに、諫早湾干拓紛争の関係者(紛争の当事者やその代人弁護士など)に対するヒアリング調査を行った。また、国外の調査として、研究開始段階においては、行政手続の再開および行政訴訟としての義務付け訴訟のそれぞれを制度として有し、法状態ないし事実状態の変化への対応として両制度を柔軟に用いていると解されるドイツ行政法の調査を企図していた。しかし、ドイツ調査については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって、長距離移動をとまなう国外出張がさまざまな理由により困難となってしまっただけで断念せざるをえなくなってしまった。そこで、(1)問題意識の再点検として本研究の問題意識を発表した台湾における調査を行うこととした。というのは、台湾行政法は、ドイツ行政法を母法とする点で日本の行政法と性格を共通にする部分が多く、(1)問題意識の再点検として、本研究の問題意識を台湾で発表した際には、当該問題意識が共有されていたことから議論の土台を共有できると考えたからである(なお、当初計画していたドイツ調査によって明らかにしようと考えていた事項のうちのいくつかは、文献調査やオンライン会議システムによる打ち合わせでの調査によって一定程度明らかにすることができた)。

(4) 成果発表 以上の研究の成果(後述の4.研究成果)となる論文を執筆し、いくつかの媒体等(法律時報、九州法学会、日本・台湾法学研究シンポジウム、日本法社会学会、環境法政策学会等)で公表を行った。また、上述のとおり、本研究課題においては、行政法各論における議論状況を重視したところ、行政法学における諸論考や行政法に関する諸裁判例の分析・検討を定期的に行った。その成果の一端を「学界回顧と展望」「判例回顧」としていずれも「法律時報」誌に掲載した。

4. 研究成果

(1) いわゆる原発訴訟においても、諫早湾干拓紛争においても、義務付け訴訟をはじめとして行政事件訴訟は必ずしも活用されておらず、むしろ民事訴訟(仮処分を含む)が利活用されている。原発訴訟については、原子炉設置許可処分等の行政行為を取消訴訟等の行政事件訴訟で争う事例がいくつかみられるものの、法状態ないし事実状態の変化が当該取消訴訟等において原告側に有利な方向で取り上げられる事例は決して多くない(ほぼ唯一の例外と目されるのが、大飯原子力発電所の設置許可処分を取り消した大阪地裁令和2年12月4日判決である)。これは、原子力発電所の運転の差し止めを命じる判決ないし仮処分決定が複数件出されているのとは対照的である。また、諫早湾干拓紛争をめぐる諸裁判についても、主に民事訴訟で争われ続けているのは周知のとおりである。なお、原発訴訟や大規模公共事業をめぐる裁判について行政訴訟があまり使われないという点は、行政裁判所を有する台湾でさえも同様のようである。

(2) 本研究課題において重点的な分析・検討の対象とした原発訴訟および諫早湾干拓紛争はいずれも、行政活動が行われた時点の法状態・事実状態と訴訟提起時の法状態・事実状態の“ズレ”を少なくとも原告側が問題提起した事例であった。そうすると、本研究課題の問題意識(行政活動がなされた以後に法状態ないし事実状態の変化があった場合、当該行政活動の法的位置づけをいかに解するべきか、という問題)を体現する事例において、なぜ民事訴訟の利活用が目立つのであろうか、という疑問が実際上の問題として立ちはだかることになった。研究代表者はこれまで、行政法学の議論の枠内で本研究課題の問題意識を処理しなければならないと考えていたが、民事訴訟法(学)の議論ないし制度をふまえたうえで、上記の問題意識に対峙しなければならないということが明らかになった。

(3) とくに諫早湾干拓紛争において、なぜ、行政事件訴訟は使われず、民事訴訟がもっぱら提起され続けているのか、という疑問については、当初の裁判で排水門の開門を求めた原告(漁業者)の代理人弁護士による「行政訴訟は負けるに決まっている」との考えにより民事訴訟が提起され、以後、これが状況を規定したというのがさしあたりの回答である。そうすると、行政訴訟(取消訴訟)に構造的に内在する問題点はあるのか、あるとすればそれはどのような点か、ということが次に問題になるが、これについては今後の課題である。

(4) また、諫早湾干拓紛争が主に民事訴訟で争われたがゆえに生じた問題も明らかとなった。すなわち、諫早湾干拓紛争については、排水門の開門ないし非開門を中心的な争点とする民事訴訟が複数提起され、判決が下されているところ、なかには、国に対して開門を義務づける判決が確定している例もあれば、開門を差し止める判決が確定している例も存在している。このように、実質的には、相矛盾した内容を含む判決がそれぞれ確定しており、こうした状況が諫早湾干拓紛争の「混迷」であるといわれることもある。これは、一連の諫早湾干拓紛争が、二当事者間の紛争解決を本旨とし、原則として判決効を裁判の当事者に限定するという民事訴訟でもって争われてきたことからすればありうることであるが、見方を変えれば、利害関係者が複雑で多様になりうる大規模公共事業をめぐる裁判が民事訴訟で争われたことが適切ではなかったのではないかとはいえる。

とりわけ研究代表者が問題と考えるのは、以下の点である。近時、開門確定判決(福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁)の強制執行の不許を求めて国が提起した請求異議を認めた福岡高裁判決(福岡高判令和4年3月25日訟月68巻5号377頁)に対する上告を棄却した上告申立を不受理とした最高裁決定(最決令和5年3月2日判例集未搭載)が出された。一般的には(少なくとも新聞等の報道によれば)、この最高裁決定をもって司法の「ねじれ」が解消したとか、司法判断が統一されたとかといわれている。しかしながら、国が確定判決により自らに課された義務を履行しないという事態は、率直に言って異常であるといわざるをえないように思われる。

そうすると、裁判における行政の訴訟活動のありかたは、純粋な私人が行う訴訟活動とは異なりうると考えられるのだが、行政に課される責務の具体化を今後進める必要があるように思われる。

(5) なお、本研究課題の問題意識に対して、行政法学ないし行政法理論内在的に検討を加えた研究成果として、行政処分発出後の法・事実状態の変化にともなう当該処分の裁判上の評価のありようとありかたについて、「違法判断の基準時」をめぐる議論を再考した。すなわち、「違法判断の基準時」論における「処分時説か判決時説か」という二者択一的な議論には限界があることを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計41件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 827号
2. 論文標題 〔最新裁判例研究・行政法〕納骨堂経営許可処分を争う周辺住民の原告適格	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 100-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 821号
2. 論文標題 〔最新裁判例研究・行政法〕「被扶養者に該当しない旨の通知」に対する不服申立て	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 124-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一・小澤久仁男・朝田とも子・児玉弘	4. 巻 95巻7号
2. 論文標題 判例回顧と展望2022 行政法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 25-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 第3巻（近代・現代編）
2. 論文標題 神埼市の政治・行政 いわゆる平成の市町村合併	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 神埼市教育委員会市史編纂室【編】『神埼市史 第3巻（近代・現代編）』（神埼市）	6. 最初と最後の頁 703-724
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一・小澤久仁男・朝田とも子・児玉弘	4. 巻 94巻7号
2. 論文標題 判例回顧と展望2021 行政法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 24-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 106号
2. 論文標題 台湾総督府の旧慣調査に関するノート 「清国行政法」をめぐって	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 249-261
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 別冊ジュリスト260号
2. 論文標題 科学技術的判断と裁判所の審査	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 斎藤誠・山本隆司【編】『行政判例百選 〔第8版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 150-151
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須藤陽子・児玉弘・高橋正人・服部麻理子	4. 巻 94巻13号
2. 論文標題 学界回顧2022 行政法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 26-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一・小澤久仁男・朝田とも子・児玉弘	4. 巻 93巻6号
2. 論文標題 判例回顧と展望2020 行政法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 20 40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 93巻8号
2. 論文標題 法・事実状態の変化と「違法判断の基準時」 「違法判断の基準時」をめぐる議論・再考	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 19 26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 2021年
2. 論文標題 行政法学における諫早湾干拓紛争の意義と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 九州法学会会報	6. 最初と最後の頁 49 52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村達久・磯部哲・児玉弘・高橋正人	4. 巻 93巻13号
2. 論文標題 学界回顧2021 行政法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 25 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村達久・磯部哲・児玉弘・福永実	4. 巻 92巻13号
2. 論文標題 学界回顧2020 行政法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 26-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 福島第一原発事故国家賠償請求訴訟の現状と展望	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山下竜一【編】『原発再稼働と公法』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 220-239
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 地方公共団体の組織 長と議会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中川義朗・村上英明・小原清信【編】『地方自治の法と政策』（法律文化社）	6. 最初と最後の頁 65-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 行政処分は無効事由(1) 山林所得課税事件(最判昭和36年3月7日民集15巻3号381頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 68-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 行政処分の無効事由(2) 譲渡所得課税事件(最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 70-71
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 処分職権取消しの可否 秋田本荘町農地買収令書事件(最判昭和33年9月9日民集12巻13号1949頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 86-87
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 処分撤回の可否 優生保護医指定撤回事件(最判昭和63年6月17日判時1289号39頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 88-89
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 給水契約拒否の違法性 志免町給水拒否事件(最判平成11年1月21日民集53巻1号13頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 90-91
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 公害防止協定の効力 福岡町公害防止協定事件（最判平成21年7月10日判時2058号53頁）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 92-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 行政手続と憲法31条 成田新法事件（最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 98-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 意見陳述手続の瑕疵 個人タクシー事件（最判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 100-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 諮問手続の瑕疵 群馬中央バス事件（最判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 102-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 理由提示の意義と内容(1) パスポート発給拒否事件(最判昭和60年1月22日民集39巻1号1頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 104-105
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 理由提示の意義と内容(2) 一級建築士免許取消事件(最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 106-107
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 理由差替えの可否 逗子市情報公開事件(最判平成11年11月19日民集53巻8号1862頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 108-109
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 個人情報の本人開示請求 大田区指導要録事件(最判平成15年11月11日判時1846号3頁)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 村上裕章・下井康史【編】『判例フォーカス行政法』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 134-135
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 774号
2. 論文標題 〔最新判例演習室・行政法〕差押禁止債権である給料に対する差押処分	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 105-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 778号
2. 論文標題 〔最新判例演習室・行政法〕諫早湾干拓紛争・請求異議訴訟 (上告審判決)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 117-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘 (孫友容【譯】)	4. 巻 2期
2. 論文標題 福島第一核電站事故國家賠償請求訴訟之現状與展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 台日法政研究	6. 最初と最後の頁 49-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 782号
2. 論文標題 〔最新判例演習室・行政法〕公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 125-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 Vol. FY2018-02
2. 論文標題 原子力発電所の再稼働をめぐる立地自治体および周辺自治体による対応のありようとありかた 玄海原 子力発電所の再稼働のケーススタディ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 CRES Working Paper Series	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 2号
2. 論文標題 シティープロモーションの総論的考察 その定義をめぐって	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 九州佐賀総合政策研究	6. 最初と最後の頁 25-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 榎澤秀木・宮澤俊昭・児玉弘	4. 巻 766号
2. 論文標題 〔諫早湾干拓紛争の諸問題 法学と政治学からの分析〕開門賛成派弁護士インタビュー 馬奈木昭 雄、堀良一弁護士に聞く	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 19-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西川佳代・宮澤俊昭・榎澤秀木・児玉弘	4. 巻 766号
2. 論文標題 〔諫早湾干拓紛争の諸問題 法学と政治学からの分析〕開門反対派弁護士インタビュー 山下俊夫、 西村広平弁護士に聞く	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 29-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 766号
2. 論文標題 〔諫早湾干拓紛争の諸問題 法学と政治学からの分析〕大規模公共事業をめぐる行政過程と行政訴訟・民事訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 54-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 No.32 2018.12年報
2. 論文標題 法・事実状態の変化と行政決定の更新について 環境をめぐる法と政策を中心にして	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ANNUAL REPORT OF THE MURATA SCIENCE FOUNDATION	6. 最初と最後の頁 519-526
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 91巻1号
2. 論文標題 〔原発問題から検証する公法理論9〕福島第一原子力発電所事故国家賠償請求訴訟の現状と展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 98-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 770号
2. 論文標題 〔最新判例演習室・行政法〕CCCを指定管理者とする武雄市図書館に関する住民訴訟	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 117-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻
2. 論文標題 地方公共団体の組織 長と議会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中川義朗・村上英明・小原清信【編】『地方自治の法と政策』（法律文化社）	6. 最初と最後の頁 65-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件（うち招待講演 10件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 國公立醫院之醫療事故案件損害賠償請求訴訟的法律適用 與國公立學校教育活動之比較
3. 学会等名 醫療糾紛責任與處理機制國際研討會（招待講演）（國際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 大規模公共事業をめぐる裁判における政府の訴訟活動のありかた 諫早湾干拓紛争を手がかりにして
3. 学会等名 環境法政策学会第27回学術大会第4分科会「諫早湾干拓紛争の現状と法的課題」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 西川佳代・児玉弘
2. 発表標題 諫早湾干拓紛争とADRの可能性 アメリカ環境ADRからの示唆
3. 学会等名 日本法社会学会ミニシンポジウム 「諫早湾干拓紛争の法社会学的分析」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 行政法学における諫早湾干拓紛争の意義と課題
3. 学会等名 九州法学会第126回学術大会・シンポジウム「司法制度で処理できない紛争を、地域住民はどう考えているか 諫早湾干拓事業をめぐる裁判と住民アンケート結果から」(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 日本における原発訴訟の意義と課題 東日本大震災後の議論状況
3. 学会等名 第8回日本・台湾法学研究シンポジウム(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 原子炉等規制法におけるバックフィット命令制度の趣旨
3. 学会等名 第17回名古屋行政訴訟研究会(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 (コメント)改めて考える“自治のあり方”
3. 学会等名 第55回佐賀県地方自治研究集会第3分科会「自治・まちづくり・環境」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 〔コメント〕台湾における“脱原発”の政治・行政・司法過程 日本法への示唆
3. 学会等名 第7回日本・台湾法学研究シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 大規模公共事業をめぐる行政過程と行政訴訟・民事訴訟 諫早湾干拓紛争を素材として
3. 学会等名 2019年度民科法律部会行政法分科会夏合宿研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 台湾における“脱原発”の政治・行政・司法過程 “脱原発”の決定とその後の苦悩
3. 学会等名 シンポジウム「アジア共生のためのVision 歴史研究からの提言」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 大規模公共事業をめぐる行政過程と行政訴訟・民事訴訟
3. 学会等名 2018年度第1回北陸公法判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 大規模公共事業をめぐる裁判と行政訴訟・民事訴訟
3. 学会等名 日本法社会学会2018年度学術大会ミニ・シンポジウム 「「諫早湾干拓紛争」の諸問題 法学と政治学からの分析」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 台湾における“脱原発”の光と影 “脱原発”の決定とその後の苦悩
3. 学会等名 日本平和学会・九州地区平和研究集会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 福島第一核電站事故与国家責任 規制権限不行使違法的判断框架与階段性安全規制
3. 学会等名 第四届台日法学研究会及2018年憲政与人權國際研討會（招待講演）（國際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 大規模公共事業の相關案件与行政訴訟、民事訴訟 從諫早湾围墾糾紛看現代行政法的意義和局限
3. 学会等名 第11届東亜法哲学大会・小組討論「東亜法哲学的問題狀況」（招待講演）（國際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 〔書評〕 Christian Steinweg, Zeitlicher Regelungsgehalt des Verwaltungsaktes, 2006.
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会2019年春季合宿研究会・行政法分科会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計3件

国際研究集会 第9回日本・台湾法学研究シンポジウム	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 第8回日本・台湾法学研究シンポジウム	開催年 2021年～2021年
国際研究集会 第7回日本・台湾法学研究シンポジウム	開催年 2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
その他の国・地域(台湾)	国立勤益科技大学	逢甲大学	中央警察大学	他1機関